

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

(簡易吸収合併)

令和 2 年 4 月 1 日

株式会社 NTT ドコモ

吸収合併に係る事後開示事項

株式会社 NTT ドコモ
代表取締役社長 吉澤 和弘

当社は、令和元年12月20日付で当社とドコモ・ヘルスケア株式会社（以下、「ドコモ・ヘルスケア」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、令和2年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ドコモ・ヘルスケアを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併について、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後開示事項は以下のとおりです。

記

1. 本件吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
令和2年4月1日
2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収合併をやめることを請求したドコモ・ヘルスケアの株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条及び第787条の規定並びに第789条の規定による手続の経過
ア ドコモ・ヘルスケアは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による反対株主の株式買取請求について該当はありません。
イ ドコモ・ヘルスケアは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。
ウ ドコモ・ヘルスケアは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、令和2年2月13日付で、吸収合併をする旨、当社の商号及び住所、ドコモ・ヘルスケア及び当社の計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、官報及び電子公告の方法により公告いたしました。所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。
3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第796条の2の規定により本件吸収合併をやめることを請求することはできません。
 - (2) 会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
ア 本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、同法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。
吸収合併存続会社である当社は会社法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、令和2年2月13日付の電子公告により当社の株主に対して、本件吸収合併についての公告を行ったところ、株主計2名（株式数計2400株）から本件吸収合併に反対する旨の通知がなされました。当該株主の議決権数は計24個であり、議決権総数の1%にも満たないため、会社法第796条第3項による会社法施行規則第197条で定める数に達せず、簡易吸収合併の支障になりません。
イ 当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、令和2年2月13日付で、吸収合併をする旨、ドコモ・ヘルスケアの商号及び住所、当社及びドコモ・ヘルスケアの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べるができる旨を、官報及び電子公告の方法により公告いたしました。所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。
4. 本件吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）
当社は、本件吸収合併の効力発生日である令和2年4月1日をもって、ドコモ・ヘルスケアからその資産、負債その他の権利義務の一切を承継いたしました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載がされた事項（会社法施行規則第200条第5号）
別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
令和 2 年 4 月 2 日（予定）
7. 上記に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
該当事項はありません。

以上

会社法第782条第1項に規定する開示書面

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
ドコモ・ヘルスケア株式会社
代表取締役 村上 伸一郎

当社は、2020年4月1日を効力発生日とし、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行い、ドコモが当社の権利義務（資産及び負債を含みます。）一切を承継することにいたしました。本合併に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前開示事項は次のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）

(1) 合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

本合併に際し、当社の発行済株式全部をドコモが保有しているため、ドコモは、当社の株主に対して、金銭等の交付はいたしません。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅株式会社の株主の利益を害さないよう留意した事項

当社と共通支配下関係にない株主は存在しないため、該当事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

ドコモの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(4) 吸収合併消滅株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

・剰余金の配当

当社は、令和2年1月20日、会社法第454条の規定により、以下のとおり剰余金の配当を実施しました。

1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額

金銭による剰余金の配当 総額 3,251,768,000円

(1株当たり62,534円×52,000株)

2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

当社普通株式1株当たり62,534円

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併後のドコモの資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のドコモの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、ドコモの債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、効力発生日以後におけるドコモの債務につき履行の見込みがあるものと判断いたしました。

以上



合併契約書

株式会社NTTドコモ（以下「甲」という。）及びドコモ・ヘルスケア株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は、乙の権利義務の全部を承継して存続し、乙は、解散する。

第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

甲：商号 株式会社NTTドコモ
住所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

(2) 吸収合併消滅会社

乙：商号 ドコモ・ヘルスケア株式会社
住所 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

第3条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その保有する株式に代わる金銭等を交付しないものとする。

第4条（資本金及び準備金の額）

本合併により甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

第5条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本合併を行う。
3. 甲及び乙は、2019年12月20日に、それぞれの取締役会を開催し、本契約の承認及び本合併の実施に必要な事項に関する決議がなされていることを、相互に確認する。
4. 前各項にかかわらず、会社法第796条第3項の規定に従い、同項所定の数の株式を有する甲の株主から本合併に反対する旨の通知があった場合には、当該事実を甲が確認した旨を甲から乙に通知した時点をもって本契約は自動的に解除されるものとする。

第6条（本合併の効力発生日）

本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は2020年4月1日とする。但し、本合併の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第790条の定めるところに従い、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもってその業務の運営及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本合併の効力）

本合併の効力は、甲及びオムロンヘルスケア株式会社間の2019年12月20日付株式譲渡契約書に基づく乙普通株式17,680株の譲渡の効力が生じ、効力発生日までに甲が乙の発行済株式の全部を保有することとなることを条件として、生じるものとする。

第9条（事情変更）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、前条に規定する条件が成就しなかった場合その他本契約の目的の達成が困難になった場合は、甲及び乙が協議し、合意の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第10条（公表）

甲及び乙は、本契約及び本契約に関連する一切の情報を公表する場合は、具体的な公表内容、方法、時期等について、事前に相手方と協議し、合意の上で行うものとする。但し、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制当局を含む。）等の公的機関若しくは裁判所より法令に基づき開示の要請を受けた場合、又はその他法令ないし証券取引所規則等の規則上開示が要請される場合において、事前に相手方と協議した上で合理的な範囲内で公表を行う場合はこの限りでない。

第11条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し、合意の上、これを適宜決定するものとする。

<以下余白>

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年12月20日

甲 東京都千代田区永田町二丁目11番1号
株式会社NTTドコモ
代表取締役 吉澤 和弘



乙 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
ドコモ・ヘルスケア株式会社
代表取締役 村上 伸一郎





別紙 2

吸収合併存続会社である NTT ドコモの最終事業年度に係る計算書類等の内容
(会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号)

- ・ 連結財政状態計算書
- ・ 連結損益計算書
- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表
- ・ 貸借対照表
- ・ 損益計算書
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表
- ・ 事業報告
- ・ 監査報告書

連結財政状態計算書（IFRS）（2019年3月31日）

(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額
資産		負債・資本	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	219,963	営業債務及びその他の債務	1,058,007
営業債権及びその他の債権	2,128,156	その他の金融負債	10,495
その他の金融資産	70,933	未払法人税等	166,503
棚卸資産	178,340	契約負債	211,752
その他の流動資産	91,308	引当金	29,086
小計	2,688,699	その他の流動負債	150,805
売却目的で保有する資産	234,160	流動負債合計	1,626,647
流動資産合計	2,922,859	非流動負債	
非流動資産		長期借入債務	50,000
有形固定資産	2,623,789	その他の金融負債	9,310
のれん	33,177	確定給付負債	207,425
無形資産	608,513	契約負債	37,054
持分法で会計処理されている投資	151,741	引当金	7,845
有価証券及びその他の金融資産	439,742	その他の非流動負債	8,140
契約コスト	297,733	非流動負債合計	319,775
繰延税金資産	150,725	負債合計	1,946,422
その他の非流動資産	112,267	資本	
非流動資産合計	4,417,687	当社株主に帰属する持分	
資産合計	7,340,546	資本金	949,680
		資本剰余金	169,083
		利益剰余金	4,160,495
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	92,595
		当社株主に帰属する持分合計	5,371,853
		非支配持分	22,271
		資本合計	5,394,124
		負債及び資本合計	7,340,546

(注) 記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書（IFRS）（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	金 額
営業収益	
通信サービス	3,130,660
端末機器販売	844,428
その他の営業収入	865,760
営業収益合計	4,840,849
営業費用	
人件費	288,940
経費	2,533,708
減価償却費	470,922
通信設備使用料	432,045
固定資産除却費	68,768
減損損失	32,821
営業費用合計	3,827,204
営業利益	1,013,645
金融収益	7,510
金融費用	6,506
持分法による投資損益（△損失）	△12,013
税引前当期利益	1,002,635
法人税等	337,784
当期利益	664,851
当期利益の帰属	
当社株主	663,629
非支配持分	1,222
当期利益	664,851
当社株主に帰属する1株当たり当期利益	
基本的1株当たり当期利益（円）	187.79

（注）記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結持分変動計算書（IFRS）（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

（単位：百万円）

	当社株主に帰属する持分					合計	非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			
2018年3月31日	949,680	153,115	4,908,373	△448,403	102,342	5,665,107	27,121	5,692,228
IFRS第9号「金融商品」適用による累積的影響額			2,665		9,371	12,035		12,035
2018年4月1日	949,680	153,115	4,911,038	△448,403	111,713	5,677,142	27,121	5,704,263
当期利益			663,629			663,629	1,222	664,851
その他の包括利益					△7,603	△7,603	84	△7,519
当期包括利益合計	-	-	663,629	-	△7,603	656,026	1,306	657,332
剰余金の配当			△377,284			△377,284	△583	△377,868
自己株式の取得				△600,000		△600,000		△600,000
自己株式の消却			△1,048,403	1,048,403		-		-
子会社の支配喪失を伴わない変動		1				1	2,554	2,555
子会社の支配喪失を伴う変動						-	△8,126	△8,126
非支配持分に付与されたプット・オプション		15,968				15,968		15,968
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			11,515		△11,515	-		-
株主との取引額等合計	-	15,968	△1,414,172	448,403	△11,515	△961,316	△6,155	△967,471
2019年3月31日	949,680	169,083	4,160,495	△0	92,595	5,371,853	22,271	5,394,124

（注）記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しています。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

重要な会計方針

1. 連結計算書類の作成基準

当連結会計年度より、当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しています。ただし、同項後段の規定に準拠して、国際会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。当社グループの会計方針は、早期適用していない国際財務報告基準（以下、「IFRS」）の規定及びIFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」（2008年11月再編）の規定により認められた免除規定を除き、2019年3月31日時点において有効なIFRSに準拠しています。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、主に端末機器及び付属品等で構成されており、原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しています。原価には、購入原価及び棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでいます。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除した額です。端末機器の原価の算定方法は、先入先出法を採用しています。

3. 金融資産の評価基準及び評価方法

金融資産をその当初認識時に、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」及び「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類しています。当社グループでは、償却原価で測定する営業債権及びその他の債権については発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については取引日に当初認識しています。

償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために、資産を保有している
 - ・契約条件により所定の日に生じるキャッシュ・フローは、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみである
- 償却原価で測定する金融資産のうち、顧客との契約から生じた営業債権は取引価格で、それ以外については当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は、実効金利法に基づき算定した総額の帳簿価額から、損失評価引当金を控除した償却原価で測定しています。なお、回収と売却の両方を目的とする事業モデルに該当する金融資産はありません。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産のうち、売買目的ではない投資については当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っています。

当初認識時には、公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合にその累積額を「利益剰余金」に振り替えており、損益には振り替えていません。なお、配当については損益として認識しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引費用は、発生時に損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を損益として認識しています。

金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失に基づき、金融資産の損失評価引当金を計上しています。

4. 有形固定資産、のれん及びその他の無形資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

定額法によっています。

(2) のれん及びその他の無形資産の減価償却の方法

定額法によっています。ただし、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産については、償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度の減損テストを実施しています。なお、のれん及びその他の無形資産に係る減損損失は、連結損益計算書上「減損損失」に含めています。

5. 引当金の計上基準

ポイントプログラム引当金

携帯電話の利用などに応じて進呈するポイントと引き換えに、当社グループの商品購入時の割引及び通信料金への充当ならびに加盟店での支払いへの充当等の特典を提供する「dポイントサービス」を実施しており、お客さまに進呈したポイントのうち、契約における履行義務を生じさせないポイントについて「ポイントプログラム引当金」を計上しています。

6. 退職給付に係る負債の計上基準

確定給付制度に関連して認識する負債（確定給付負債）は、期末日現在の確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除したものです。

確定給付負債と資産の純額の再測定によって生じる変動は数理計算上の差異及び制度資産に係る収益（利息額に含まれる金額を除く）から構成され、その他の包括利益として認識し、直ちにその累計額を「その他の資本の構成要素」から利益剰余金に振り替えています。

7. 収益

以下の5ステップアプローチに基づき、顧客に移転する財やサービスとの交換により、その権利を得ると見込む金額を収益として認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

また、顧客との契約獲得のための増分コスト及び履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しています。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

当社グループは、当連結会計年度期首（2018年4月1日）より、IFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂）（以下、「IFRS第9号」）を適用し、IFRS第9号適用による帳簿価額との差額を、「利益剰余金」及び「その他の資本の構成要素」の調整として会計処理しています。

当該会計方針の変更に伴い、従来米国会計基準では公正価値が容易に算定可能ではない資本性金融商品については、原価法で測定していましたが、当連結会計年度期首よりIFRS第9号を適用したことにより、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する対象として指定し、公正価値の変動を「その他の資本の構成要素」に含めています。また、売却目的債権は、従来米国会計基準では原価と公正価値のいずれか低い金額で測定し、原価が公正価値を超える金額を評価性引当額として計上していましたが、当連結会計年度期首より純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

なお、IFRS第9号を適用した結果、当連結会計年度期首時点における累積的影響額は、連結財政状態計算書の「持分法で会計処理されている投資」が4,397百万円の増加、「有価証券及びその他の金融資産」が11,190百万円の増加、「繰延税金資産」が3,435百万円の減少、「その他の非流動負債」が116百万円の増加、「利益剰余金」が2,665百万円の増加及び「その他の資本の構成要素」が9,371百万円の増加です。また、当連結会計年度の「当期利益」及び「基本的1株当たり当社株主に帰属する当期利益」への影響は軽微です。

連結の範囲及び持分法の範囲に関する事項

連結の範囲及び持分法の範囲

当連結会計年度の連結子会社は102社、持分法適用会社は20社、持分法非適用会社は3社です。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 営業債権及びその他の債権から直接控除した損失評価引当金： 32,628百万円

2. その他の資本の構成要素の内訳

その他の資本の構成要素の内訳には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値変動額、キャッシュ・フロー・ヘッジ、為替換算差額、確定給付制度の再測定が含まれています。

3. 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

	連結財政状態計算書 計上額
無線通信設備	5,203,932
建物および構築物	919,674
機具、工具及び備品	466,045
土地	153,989
建設仮勘定	194,935
小計	6,938,574
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,314,785
有形固定資産合計	2,623,789

連結持分変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び株式総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式(株)	3,782,299,000	—	447,067,906	3,335,231,094

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少447,067,906株は、自己株式の消却による減少です。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月19日 定時株主総会	普通株式	179,659	50	2018年3月31日	2018年6月20日
2018年10月31日 取締役会	普通株式	197,625.55	55	2018年9月30日	2018年11月22日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

第28回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり予定しています。

- ① 配当金の総額 183,438百万円
- ② 1株当たり配当額 55円
- ③ 基準日 2019年3月31日
- ④ 効力発生日 2019年6月19日
- ⑤ 配当の原資 利益剰余金

3. 非支配持分に付与されたプット・オプション

当社グループが非支配持分の所有者に対して付与した子会社株式の売建プット・オプションについて、原則としてその償還金額の現在価値を「その他の金融負債」として当初認識するとともに、同額を「資本剰余金」から減額しています。また、当該プット・オプションが失効した場合は、「その他の金融負債」を「資本剰余金」に振り替えています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、通常の事業の過程において、有価証券及びその他の金融資産、長期借入債務、その他の金融資産・負債を含むいくつかの金融商品を保有しています。こうした資産・負債の公正価値及びキャッシュ・フローは、金利や外国為替相場の変動によりマイナスの影響を受ける可能性があります。当社グループは、これらのリスクを管理するために、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び先物為替予約契約を含むデリバティブを利用する場合があります。これらの金融商品は信用力のある金融機関を取引相手としており、取引先の契約不履行に係るリスクは、殆どないものと当社グループの経営陣は判断しています。当社グループは、デリバティブ取引を行う場合の取引条件及び承認と管理の手続きを定めた社内規程を制定しており、これを遵守しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2019年3月31日現在における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結財政状態計算書 計上額	公正価値	差額
公正価値で測定される金融資産：			
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産			
売却目的債権(*)	1, 178, 186	1, 178, 186	—
デリバティブ			
先物為替予約契約	1	1	—
デリバティブ合計	1	1	—
投資信託	942	942	—
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産			
株式及び出資金	200, 984	200, 984	—
合計	1, 380, 113	1, 380, 113	—
公正価値で測定される金融負債：			
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債			
デリバティブ			
通貨オプション取引	26	26	—
デリバティブ合計	26	26	—
合計	26	26	—

(*) 当社グループは、お客さまの利便性向上の一環として、通信サービスに係る売上債権及び契約者による端末機器の分割払いに伴う立替金等に係る債権について、NTTファイナンス株式会社との間で債権譲渡契約を締結しています。2019年3月31日現在、NTTファイナンス株式会社への債権の売却により生じた未収入金は315,671百万円であり、売却を予定している債権は1,178,186百万円です。

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法、またはその他の適切な方法により見積もっています。

「現金及び現金同等物」、「営業債権及びその他の債権」及び「営業債務及びその他の債務」

帳簿価格は公正価値に概ね近似しています。

短期の売却目的債権についてはレベル2に分類され、その公正価値は、類似債権に係るデフォルト確率や損失率等を加味して将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORを基にした割引率で割り引いて算定しています。

「その他の金融資産」及び「有価証券及びその他の金融資産」

その他の金融資産は、市場性のある有価証券、非上場である非持分法適用会社の発行する普通株式及び債券への投資等を含んでいます。

市場性のある有価証券の公正価値は、活発な市場における同一資産の市場価格で公正価値を測定しています。非上場普通株式は割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法及びその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び先物為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

長期の売却目的債権については、その公正価値は、類似債権に係るデフォルト確率や損失率等を加味して将来キャッシュ・フローを見積もり、LIBORを基にした割引率で割り引いて算定しています。

上記を除き、比較的短期で満期が到来するその他の金融資産については、帳簿価額と公正価値がほぼ同等です。

「長期借入債務」

長期借入債務の公正価値は、当社グループが同等な負債を新たに借入れる場合の利率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積もっています。

公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価・検証されています。

「その他の金融負債」

デリバティブは、金利スワップ契約、通貨オプション取引及び先物為替予約契約であり、公正価値は観察可能な市場データに基づいて評価されています。また、評価額は為替レート等の観察可能な市場データを用いて、定期的に検証されています。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり当社株主に帰属する持分	1,610円64銭
基本的1株当たり当社株主に帰属する当期利益	187円79銭

重要な後発事象に関する注記

(関連会社株式の売却について)

当社グループは、2019年3月31日において、三井住友カード株式会社（以下、「三井住友カード」）の発行済普通株式（自己株式を除く）の34%を保有しています。三井住友カードは、非上場のクレジットカード事業者です。

2005年7月、当社グループは、三井住友カード、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「SMFG」）及び株式会社三井住友銀行との間で、「おサイフケータイ」を利用したクレジット決済サービス事業の共同推進を中心とした業務提携に関する契約を締結し、三井住友カードに出資するとともに、持分法を適用しました。

2018年9月、当社は三井住友カード及びSMFGとの間で、当社が保有する三井住友カードの株式の全てを2019年4月にSMFGに売却することで合意いたしました。

このため、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に基づき、当社グループは三井住友カードへの投資を「持分法で会計処理されている投資」から「売却目的で保有する資産」に組替えました。これに伴い、これ以後の持分法の適用を中止し、その後は帳簿価額と売却コスト控除後の公正価値のいずれか低い方で測定しています。この結果、当連結会計年度末においては、持分法の適用を中止した時点の帳簿価額で計上しています。

2019年3月31日における、「売却目的で保有する資産」の帳簿価額は、234,160百万円です。

2019年4月1日、当社は、当社が保有する三井住友カードの株式の全てをSMFGに売却しました。なお、「売却目的で保有する資産」に関連するその他の包括利益の累計額（税引後）は47,765百万円（貸方）であり、当連結会計年度末における連結財政状態計算書上、「その他の資本の構成要素」に含まれています。このすべては、「その他の包括利益を通じて公正価値測定する金融資産の公正価値変動額」であり、当該資産の売却の時点で、損益に計上されることはなく、直接、「利益剰余金」に振り替えられます。売却に伴う連結損益計算書への重要な影響はありません。

(自己株式の取得枠に係る決議について)

2019年4月26日開催の取締役会において、2019年5月7日から2020年4月30日にかけて、普通株式1億2,830万株、取得総額300,000百万円の自己株式の取得枠に係る事項を決議しています。

貸借対照表 (2019年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
固定資産	
電気通信事業固定資産	
有形固定資産	
機械設備	1,167,923
空中線設備	546,143
線路設備	31,294
土木設備	13,967
建物	271,295
構築物	65,603
機械及び装置	3,831
車両	411
工具、器具及び備品	71,074
土地	196,262
リース資産	766
建設仮勘定	160,520
有形固定資産合計	2,529,093
無形固定資産	
施設利用権	9,956
ソフトウェア	509,117
特許権	20
借地権	57,672
リース資産	1
その他の無形固定資産	32,553
無形固定資産合計	609,322
電気通信事業固定資産合計	3,138,415
投資その他の資産	
投資有価証券	256,282
関係会社株式	252,547
その他の関係会社投資	9,311
関係会社出資金	4,839
関係会社長期貸付金	18,843
長期前払費用	51,859
長期未収入金	221,926
繰延税金資産	176,678
その他の投資及びその他の資産	119,334
貸倒引当金	△603
投資その他の資産合計	1,111,020
固定資産合計	4,249,435
流動資産	
現金及び預金	15,196
受取手形	8
売掛金	577,861
未収入金	1,546,794
貯蔵品	195,419
前渡金	10,799
前払費用	39,926
預け金	218,555
その他の流動資産	43,085
貸倒引当金	△30,056
流動資産合計	2,617,592
資産合計	6,867,028

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
固定負債	
社債	50,000
リース債務	586
退職給付引当金	162,278
ポイントプログラム引当金	135,374
事業撤退損失引当金	1,584
資産除去債務	3,120
その他の固定負債	6,580
固定負債合計	359,525
流動負債	
買掛金	313,021
リース債務	203
未払金	748,184
未払費用	12,575
未払法人税等	152,576
前受金	59,287
預り金	115,739
事業撤退損失引当金	226
その他の流動負債	14,972
流動負債合計	1,416,787
負債合計	1,776,313
純資産の部	
株主資本	
資本金	949,679
資本剰余金	
資本準備金	292,385
資本剰余金合計	292,385
利益剰余金	
利益準備金	4,099
その他利益剰余金	
特別償却準備金	0
別途積立金	358,000
繰越利益剰余金	3,466,908
利益剰余金合計	3,829,008
自己株式	△0
株主資本合計	5,071,072
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	19,642
評価・換算差額等合計	19,642
純資産合計	5,090,715
負債・純資産合計	6,867,028

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
電気通信事業営業損益		
営業収益		
音声伝送収入	999,022	
データ伝送収入	2,273,381	
その他の収入	52,814	3,325,218
営業費用		
営業費	919,943	
施設保全費	350,423	
共通費	45,389	
管理費	62,591	
試験研究費	67,220	
減価償却費	434,477	
固定資産除却費	54,724	
通信設備使用料	429,378	
租税公課	49,532	2,413,681
電気通信事業営業利益		911,536
附帯事業営業損益		
営業収益		1,575,126
営業費用		1,567,779
附帯事業営業利益		7,347
営業利益		918,883
営業外収益		
受取利息	631	
有価証券利息	1	
受取配当金	52,005	
投資有価証券売却益	9,952	
物件貸付料	7,295	
雑収入	5,080	74,967
営業外費用		
支払利息	56	
社債利息	964	
投資有価証券評価損	3,388	
為替差損	1,117	
雑支出	2,043	7,570
経常利益		986,280
特別損失		
関係会社株式評価損	35,759	35,759
税引前当期純利益		950,521
法人税、住民税及び事業税		270,000
法人税等調整額		440
当期純利益		680,080

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書（2018年4月1日から2019年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	949,679	292,385	292,385	4,099	4	358,000	4,215,805	4,577,909	△448,402	5,371,571
会計方針の変更による累積的影響額							△3,295	△3,295		△3,295
会計方針の変更を反映した当期首残高	949,679	292,385	292,385	4,099	4	358,000	4,212,510	4,574,614	△448,402	5,368,276
当期変動額										
特別償却準備金の取崩					△4			4	-	-
剰余金の配当							△377,284	△377,284		△377,284
当期純利益							680,080	680,080		680,080
自己株式の取得									△599,999	△599,999
自己株式の消却							△1,048,402	△1,048,402	1,048,402	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	△4	-	△745,601	△745,606	448,402	△297,203
当期末残高	949,679	292,385	292,385	4,099	0	358,000	3,466,908	3,829,008	△0	5,071,072

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	45,359	45,359	5,416,930
会計方針の変更による累積的影響額			△3,295
会計方針の変更を反映した当期首残高	45,359	45,359	5,413,635
当期変動額			
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			△377,284
当期純利益			680,080
自己株式の取得			△599,999
自己株式の消却			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△25,716	△25,716	△25,716
当期変動額合計	△25,716	△25,716	△322,919
当期末残高	19,642	19,642	5,090,715

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）によっています。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は債券については先入先出法、その他については移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) デリバティブの評価基準

時価法によっています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品のうち、端末機器については先入先出法による原価法、その他については個別法による原価法によっています。

なお、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数、残存価額については実質残存価額によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっています。

なお、耐用年数については見積り耐用年数によっています。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（7年以内）に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法によっています。

なお、耐用年数についてはリース期間、残存価額については零としています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生している額を計上しています。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

なお、数理計算上の差異については、発生年度に全額を費用処理しています。

また、過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間に基づく年数にわたって定額法により費用処理しています。

(3) ポイントプログラム引当金

将来の「dポイントサービス」及び「ドコモポイントサービス」の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれる所要額を計上しています。

(4) 事業撤退損失引当金

携帯端末向けマルチメディア放送事業の撤退に伴う将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の当該損失額を見積り、必要と認められる金額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税は、税抜方式によっています。

会計方針の変更に関する注記

(退職給付引当金の計上方法の変更)

当社はNTT企業年金基金特例経理（旧NTT厚生年金基金特例経理）に関する会計処理について、同制度が、公的年金制度であり、かつ、複数事業主制度に該当する点に鑑み、従来は同制度への拠出金を支払時に費用処理していましたが、同制度は確定給付制度の一つであり、当事業年度において確定給付制度としての会計処理を行う環境が整備されたこと等により、合理的な数理計算を実施することが可能となったことから、当事業年度から将来の退職給付見込額のうち、当事業年度末までに発生している額を貸借対照表上で退職給付引当金として計上する方法に変更しています。

これらの結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が4,746百万円増加し、繰越利益剰余金の期首残高は3,295百万円減少しています。

表示方法の変更に関する注記

(1) (「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しています。

(2) 損益計算書

前事業年度において、「雑収入」に含めて表示していた「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

貸借対照表に関する注記

1. 附帯事業に係る固定資産については、少額なため電気通信事業固定資産に含めて表示しています。

2. 有形固定資産の減価償却累計額は、4,192,346百万円です。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりです。

長期金銭債権	18,843百万円
短期金銭債権	48,371百万円
短期金銭債務	403,958百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高は次のとおりです。

営業取引による取引高

営業収益	84,404百万円
営業費用	598,983百万円
営業取引以外の取引高	49,352百万円

2. 営業外収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものは次のとおりです。

受取配当金	42,170百万円
-------	-----------

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	189,114,487	257,953,552	447,067,906	133

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加257,953,552株は、公開買付け及び単元未満株式買取請求による増加です。

普通株式の自己株式の株式数の減少447,067,906株は、消却による減少です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損の否認、減価償却限度超過額の否認、退職給付引当金の加算、ポイントプログラム引当金の加算等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

なお、繰延税金資産算定にあたり控除された金額は50,019百万円です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、安全性に配慮し有利な運用に努め、原則として元本保証・確定利回りの金融商品で行い、取引先金融機関等の信用リスク管理を徹底することとしています。

資金調達については、安定的かつ最も低コストな資金調達手段の確保に努めるとともに、機動的・弾力的な資金調達を行うこととしており、銀行等金融機関からの借入及び債券の発行による方針です。

投資有価証券並びに関係会社株式である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されています。これらは、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、有価証券の管理に関する内規に従い、定期的に時価評価しています。

金銭債権である受取手形、売掛金、及び未収入金は、顧客等の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、収納管理に関する内規に従い、取引先ごとの期日管理、残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券、及び預け金は、投資先の信用リスクに晒されていますが、資金運用に関する内規に従い、取引を行っています。

有利子負債である社債及び借入金は、設備資金、投融資資金等に係る資金調達です。

金銭債務である買掛金、未払金、及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

関係会社長期貸付金及び関係会社預り金は、当社グループ会社全体の効率的資金管理を実施するキャッシュ・マネジメント・システム等によるものです。

また、有利子負債、金銭債務及び関係会社預り金は、流動性リスクに晒されていますが、資金管理に関する内規に従い、資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しています。

デリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のみに限り、売買益等を目的とした投機的な取引は行っていません。

当社の社債は主に固定金利となっていますが、ALM（資産・負債の総合管理）上、特定の社債の時価の変動をヘッジするため、固定金利受取・変動金利支払の金利スワップ取引を行うことがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、下表には含まれていません。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券	236,344	236,344	—
(2) 関係会社株式	2,318	3,157	839
(3) 関係会社長期貸付金(*1)	36,052	36,052	—
(4) 現金及び預金	15,196	15,196	—
(5) 受取手形	8		
(6) 売掛金	577,861		
(7) 未収入金(*2)	1,768,721		
貸倒引当金(*3)	△30,449		
	2,316,142	2,316,142	—
(8) 預け金	218,555	218,555	
(9) 社債(*4)	(50,000)	(51,528)	(1,528)
(10) 買掛金(*4)	(313,021)	(313,021)	—
(11) 未払金(*4)	(748,184)	(748,184)	—
(12) 未払法人税等(*4)	(152,576)	(152,576)	—
(13) 関係会社預り金(*4)	(105,820)	(105,820)	—

(*1) 関係会社短期貸付金を含めています。

(*2) 長期未収入金を含めています。

(*3) 売掛金及び未収入金に対応する貸倒引当金を控除しています。

(*4) 負債に計上されるものについては、()で表示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

①その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額、及びこれらの差額は次のとおりです。

(単位：百万円)

	種類	取得原価又は 償却原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの	株式	57,372	118,960	61,588
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの	株式及び債券	144,589	117,384	△27,205

②その他有価証券の当事業年度の売却額は13,587百万円であり、売却益は9,511百万円です。

(3) 関係会社長期貸付金

これらは貸付利率と新たに貸付ける場合の利率に重要な変動がないため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 現金及び預金、(5) 受取手形、(6) 売掛金、及び (8) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(7) 未収入金

これらは2年以内の期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(9) 社債

これらは当社が同等な社債を新たに借入れる場合の利子率を使用した将来の割引キャッシュ・フローに基づき見積っています。

(10) 買掛金、(11) 未払金、(12) 未払法人税等、及び (13) 関係会社預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2) 非上場株式等（貸借対照表計上額284,318百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(1) 投資有価証券及び(2) 関係会社株式には含めていません。

(注3) 当事業年度において、子会社であるDOCOMO Digital Limitedを含む非上場株式等について35,759百万円の減損処理を実施しています。

持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額 224,394百万円

持分法を適用した場合の投資の金額（*） 385,900百万円

持分法を適用した場合の投資損失の金額 12,013百万円

(注) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額及び持分法を適用した場合の投資損失の金額は、会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準に準拠したものです。

(*) 上記、持分法を適用した場合の投資の金額は、連結財政状態計算書において「売却目的で保有する資産」に計上している三井住友カードの株式の帳簿価額234,159百万円を含んでいます。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本電信電話 株式会社	被所有 直接 64.10%	役員を受入	自己株式の 取得 (注)	597,205	—	—

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注) 2018年11月6日の取締役会決議に基づき、2018年11月7日から2018年12月7日にかけて公開買付けを実施しました。なお、基準の明確性及び客観性を重視する観点から、本公開買付けの実施を決定する取締役会決議日の前営業日（2018年11月5日）の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して7%の割引率を適用した普通株式1株につき2,326円で取引を行っています。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	三井住友カード 株式会社	所有 直接 34.00%	クレジット カード提携 取引等	立替払対価 の支払 (注)	154,510	未払金	185,965

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注) 立替払対価の支払は、クレジットカード決済の立替精算による支払です。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	NTTファイナンス 株式会社	所有 直接2.92%	業務委託	金銭の消費 寄託 (注1)	610,844	預け金	218,047
				債券の譲渡 (注2)	4,720,803	未収入金 預り金	6,021

取引条件及び取引条件の決定の方針等

(注1) 金銭の消費寄託に係る運用利率については、NTTファイナンス株式会社が市場金利を勘案した利率をもとに決定しています。なお、取引が反復的に行われているため、取引金額は期中の平均残高で記載しています。

(注2) 債権の譲渡については、市場価格を勘案して決定しています。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,526円34銭
1株当たり当期純利益	192円44銭

重要な後発事象に関する注記

(関係会社株式の売却について)

当社は、2019年3月31日において、三井住友カードの発行済普通株式（自己株式を除く）の34%を有しています。三井住友カードは、非上場のクレジットカード事業者です。

2018年9月、当社は三井住友カード及びSMFGとの間で、当社が保有する三井住友カードの株式の全てを2019年4月にSMFGに売却することで合意いたしました。

2019年4月1日、当社は、当社が保有する三井住友カードの株式の全てをSMFGに売却しました。本株式売却により、翌事業年度に関係会社株式売却益135,446百万円を計上する見込みです。

(自己株式の取得枠に係る決議について)

2019年4月26日開催の取締役会において、2019年5月7日から2020年4月30日にかけて、普通株式1億2,830万株、取得総額300,000百万円の自己株式の取得枠に係る事項を決議しています。

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの主要な事業内容は次のとおりです。

領域	セグメント	主要な事業内容
	通信事業	携帯電話サービス(LTE(Xi)サービス、FOMAサービス)、光ブロードバンドサービス、衛星電話サービス、国際サービス、各サービスの端末機器販売など
スマートライフ領域*	スマートライフ事業	動画・音楽・電子書籍等の配信サービス、金融・決済サービス、ショッピングサービス、生活関連サービスなど
	その他の事業	ケータイ補償サービス、システムの開発・販売・保守受託など

※「スマートライフ事業」と「その他の事業」をあわせた領域のこと。

(2) 事業の経過及び成果

① 国際財務報告基準(IFRS)の適用

当社グループは当期より、従来の米国会計基準に替えて国際財務報告基準(以下「IFRS」)を適用しており、前期の数値もIFRSベースに組み替えて比較・分析を行っています。

② 市場の動向

当社を取り巻く環境は、政府の競争促進政策の強化、サブブランドやMVNOによる格安スマートフォンサービスの普及、異業種からの新規参入の決定など競争は激化する一方です。また、各社ともポイントサービスの提供や金融・決済事業の強化を中心に、非通信事業においても将来の成長に向けた様々な取組みを推進しています。事業領域の拡大に伴い、EC業界をはじめとする異なる業界のプレイヤーが競合になるなど、従来の通信市場の枠を超えた領域での競争が加速しています。

③ 主な取組みの成果

このような市場環境の中、当社は、5Gを通じたより豊かな未来の実現に向け2017年4月に策定した中期戦略2020「beyond宣言」、及び「beyond宣言」に基づく具体的戦略とともに定量的な目標として2018年10月に策定した中期経営戦略のもと様々な取組みを推進してきました。

その結果、「dポイントクラブ」会員数は7,015万会員、「+d」パートナー数は843となりました。これらを「dポイント」等の当社のアセットで結びつけることで、お客さま・パートナーに新たな価値を提供し、「顧客基盤をベースとした収益機会を創出」しま

した。さらに、「お客さま還元の実施とお客さま接点の進化」に取り組んだ結果、携帯電話契約数は7,845万契約、解約率は0.57%、「ドコモ光」契約数は576万契約となりました。

④ 当期の業績

IFRS (単位：億円)

区 分	第27期 (前期) (2017年度)	第28期 (当期) (2018年度)	増減率 (%)
営業収益	47,623	48,408	1.7
営業利益	9,870	10,136	2.7
税引前当期利益	11,417	10,026	△12.2
当社株主に帰属する 当期利益	7,908	6,636	△16.1

(注) 当社の連結決算は、IFRSに基づいて作成しています。(以下、本事業報告において同じ)

当期の営業収益は、前期に比べ786億円増の4兆8,408億円となりました。これは、「ドコモ光」の契約数拡大による光通信サービス収入の増加及び端末販売に占める高性能スマートフォンの比率増加による端末機器販売収入の増加が、お客さま還元によるモバイル通信サービス収入の減少及び2018年2月に売却したらでいっしゅぼーや株式会社における収入の減少を上回ったことによるものです。営業費用は、前期に比べ519億円増の3兆8,272億円となりました。これは、「ドコモ光」の収入に連動する費用の増加及び端末機器販売収入に連動する端末機器原価の増加が、2018年2月に売却したらでいっしゅぼーや株式会社で発生する費用の減少などを上回ったことによるものです。

この結果、営業利益は前期に比べ267億円増の1兆136億円となりました。また、前期においてTata Sons Limitedより仲裁裁定金を受領し、仲裁裁定金収入として営業外収益に計上していたことなどにより、税引前当期利益は、前期に比べ1,391億円減の1兆26億円となり、税引前当期利益から法人税等を控除したもののうち当社株主に帰属する当期利益は、前期に比べ1,272億円減の6,636億円となりました。

⑤ 各セグメントの状況

当期における当社グループのセグメント別の営業収益及び営業損益の状況は、次のとおりです。

IFRS (単位：億円)

区 分		第27期 (前期) (2017年度)	第28期 (当期) (2018年度)	増減率 (%)
営業 収益	通信事業	38,944	39,771	2.1
	スマートライフ事業	4,508	4,488	△0.4
	その他の事業	4,398	4,407	0.2
	セグメント間取引消去	△227	△258	△13.4
	合計	47,623	48,408	1.7
営業 損益	通信事業	8,542	8,663	1.4
	スマートライフ事業	603	681	12.8
	その他の事業	724	792	9.4
	合計	9,870	10,136	2.7

当期における当社グループのセグメント別の取組み状況は、以下のとおりです。

通信事業

当期における通信事業営業収益は、前期の3兆8,944億円から827億円(2.1%)増加して3兆9,771億円となりました。これは、「ドコモ光」の契約数拡大による光通信サービス収入の増加及び端末販売に占める高性能スマートフォンの比率増加による端末機器販売収入の増加が、お客さま還元拡大によるモバイル通信サービス収入の減少を上回ったことによるものです。

また、通信事業営業費用は、前期の3兆402億円から706億円(2.3%)増加して3兆1,108億円となりました。これは、「ドコモ光」の収入に連動する費用の増加及び端末機器販売収入に連動する端末機器原価の増加が、減価償却費などの減少を上回ったことによるものです。

この結果、通信事業営業利益は、前期の8,542億円から121億円(1.4%)増加して8,663億円となりました。

[主なサービスの契約数等]

(単位：千契約)

区 分	第27期（前期） （2017年度）	第28期（当期） （2018年度）	増 減	増減率（%）
携帯電話サービス	76,370	78,453	2,083	2.7
（再掲）カケホーダイ& パケあえる	41,964	45,793	3,829	9.1
LTE(Xi)サービス	50,097	55,872	5,775	11.5
FOMAサービス	26,273	22,581	△3,692	△14.1
解約率	0.65%	0.57%	△0.08ポイント	—
（再掲）ハンドセット 解約率	0.51%	0.47%	△0.04ポイント	—
ドコモ光サービス	4,762	5,759	996	20.9

- (注) 1. 携帯電話サービス契約数、LTE(Xi)サービス契約数及びFOMAサービス契約数には、通信モジュールサービス契約数を含めて記載しています。
2. 解約率(ハンドセット解約率を含む)はMVNOの契約数及び解約数を除いて算出しています。
3. ハンドセット解約率とはスマートフォンやフィーチャーフォン等に係る「基本プラン(データプラン、デバイスプラス除く)」「Xi/FOMA総合プラン」及び「タイプリミット バリュー/タイプリミット」の解約率です。

[トピックス]

○お客様還元強化・スマートフォンへの移行促進

料金プラン「ベーシックシェアパック」「ベーシックパック」や「ずっとドコモ割プラス」を軸に、お客さまの様々なご要望に応じるとともに、「料金相談フェア」等の取組みを通じ、継続的なお客さま還元強化やスマートフォンへの移行促進に努めました。

1つの端末を長くご利用になるお客さま向けの料金プラン「docomo with」は、対象機種種の拡大等の取組みにより、2019年3月に500万契約を突破しました。また「ウェルカムスマホ割」や「ドコモ 60歳からのスマホプログラム」などの提供により、スマートフォン・タブレット利用数は4,053万契約となりました。

開始年月	主な取組み
2018年 5月	ご利用量に応じた料金が適用される「ベーシックシェアパック」「ベーシックパック」
2018年 5月	「dポイントクラブ」のステージに応じて料金割引または「dポイント」進呈を選ぶことができる「ずっとドコモ割プラス」
2018年 9月	「ドコモ光」を長くご利用のお客さまに「dポイント」を進呈する「ドコモ光更新ありがとうポイント」
2018年11月	ケータイからスマートフォンへ、はじめて移行する際に料金を割り引く「ウェルカムスマホ割」
2018年12月	25歳以下のお客さまを対象にスマホ料金を割り引く「ドコモの学割」
2019年 3月	60歳以上のお客さまを対象におトクにサービスをご利用できる「ドコモ 60歳からのスマホプログラム」

○お客様接点の進化

ドコモショップやドコモ インフォメーションセンターの混雑時や営業時間外にも、スマートフォンや「ドコモ光」のお困りごとについて相談できるチャットボット※「おたすけロボット」の提供を開始し、さらに来店予約が可能な店舗の拡大等の取組みとあわせて、待ち時間・応対時間の短縮を図りました。また、あんしんして便利にスマートフォンをお使いいただくため、全国のドコモショップで「ドコモスマホ教室」の開催を拡大し、あらゆるお客さま接点におけるサポート体制を強化しました。

※ 「チャット」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、自動応答のサービスやプログラムのこと。

○通信ネットワークの強化

お客さまが快適にご利用いただける高速な通信環境の提供に向けて、「PREMIUM 4G」のエリアを当期末で全都道府県1,684都市に拡大しました。ダウンロードはCA※1の束ねる周波数帯を拡張し、国内最速※2受信時最大1,288Mbpsの通信サービスを2019年3月より提供を開始しました。また、アップロードはCAを新たに導入し、送信時最大131.3Mbpsの通信サービスを2018年11月より提供を開始しました。

これらの取組み等の結果、総務省が定めた「実効速度に関するガイドライン」に基づく実効速度計測※3において、ダウンロードは前年を更に上回る191Mbps(対前年+5%)、アップロードは31Mbps(対前年+35%)を確認することができました。

※1 CA(キャリアアグリゲーション)：複数の周波数帯を束ねる技術。 ※2 2019年3月31日時点(当社調べ)。

※3 中央値(Android+iOS)。

スマートライフ事業

当期におけるスマートライフ事業営業収益は、前期の4,508億円から20億円(0.4%)減少して4,488億円となりました。これは、2018年2月に売却したらでいっしゅぼーや株式会社における収入の減少及びコンテンツサービス収入の減少が、金融・決済サービス収入の増加などを上回ったことによるものです。

また、スマートライフ事業営業費用は、前期の3,905億円から98億円(2.5%)減少して3,807億円となりました。これは、2018年2月に売却したらでいっしゅぼーや株式会社で発生する費用の減少及びコンテンツサービス収入に連動した費用の減少が、金融・決済サービス収入に連動する費用の増加などを上回ったことによるものです。

この結果、スマートライフ事業営業利益は、前期の603億円から78億円(12.8%)増加して681億円となりました。

[トピックス]

○「dポイント」の利便性向上

スマートライフ事業において、「会員を軸とした事業運営への変革」を推進するため、株式会社マツモトキヨシホールディングスが運営する「マツモトキヨシ」や株式会社第一興商が運営する「ビッグエコー」など、「dポイント」取扱い店舗を継続的に拡大し、「dポイント」の利用促進・利便性向上に努めました。

また、海外における「dポイント」の取扱い店舗の拡大にも取り組み、新たにニューヨークやハワイの一部店舗でも「dポイント」をご利用いただけるようにしました。

これらの取組み等により、当期末における「dポイント」提携先は418銘柄、約99,100店舗となりました。

○スマートライフ実現に向けたサービス拡充

お客さまへの価値・感動の提供をめざし、新しいエンターテイメント体験やサービスを提供してきました。また、5Gによるコンテンツの高付加価値化や映像視聴スタイルの多様化に向け、株式会社NTTぷららを子会社化することを2019年2月に決定*しました。

開始年月	主な取組み
2018年 5月	日々の生活において必要となる情報やサービスを最適なタイミングで提案するAIエージェントサービス「my daiz」
2018年 9月	光回線を利用し、ご自宅のテレビやスマートフォン・タブレットで専門チャンネル、ビデオオンデマンド、さらに地上・BSデジタル放送が楽しめる「ひかりTV for docomo」
2019年 1月	音楽ライブの生配信をスマートフォン等からマルチアングルで視聴できるサービス「新体感ライブ」
2019年 3月	ディズニー公式エンターテイメントサービス「Disney DELUXE」

○金融・決済事業の成長に向けた取組み

当社が持つ決済・ポイント・認証・与信基盤や、AI・IoTデバイスなどを活用し、パートナーとの協創のもと、簡単・便利・お得・あんしんを実感してもらえる新たな金融・決済サービスを

提供してきました。2018年4月にはQRコード・バーコードを利用した新たなスマートフォン決済サービス「d払い」の提供を開始し、当期末にはアプリのダウンロード数が380万を突破しました。当期は、株式会社ローソンが運営する街のお店「ローソン」や株式会社ファミリーマートが運営する街のお店「ファミリーマート」、アマゾンジャパン合同会社が運営する総合オンラインストア「Amazon.co.jp」などで利用可能となりました。

さらに、当期末における「dカード」契約数※は前期と比較して103万契約増の1,995万契約となり、2019年1月には「dカード GOLD」の契約数が500万契約を突破しました。なお、金融・決済サービスの取扱高は前期と比較して7,395億円増の3兆9,114億円となりました。

開始年月	主な取組み
2018年 4月	街のお店での支払いを月々の携帯電話料金と合算して支払うことができ、「dポイント」がたまる・使える決済サービス「d払い」
2018年 5月	「dポイント」を活用した投資体験サービス「ポイント投資」
2018年 5月	株式会社お金のデザインが提供する、ロボアドバイザーを利用した少額から自動で資産運用ができるサービス「THEO+ docomo」の取り扱い

※ 「dカード」「dカード mini」の合計契約数。

その他の事業

当期におけるその他の事業営業収益は、前期の4,398億円から9億円(0.2%)増加して4,407億円となりました。これは、法人向けIoTサービスなどの収入の増加及びケータイ補償サービスにおいて契約者に占める高機能スマートフォン使用者の比率増に伴う収入の増加が、海外子会社のコンテンツ事業における収入の減少を上回ったことによるものです。

また、その他の事業営業費用は、前期の3,674億円から59億円(1.6%)減少し、3,615億円となりました。これは、コスト効率化による費用の抑制などが、海外子会社のコンテンツ事業において発生した減損損失などを上回ったことによるものです。

この結果、その他の事業営業利益は、前期の724億円から68億円(9.4%)増加して792億円となりました。

[トピックス]

○「トップガン」の取組み

当社のR&D部門と法人営業部門が連携し、お客さまやパートナーと三位一体のチームで課題解決を図る「トップガン」の取組みを2017年10月より開始しており、当期はAI画像認識で商品棚の陳列状況を確認できる「棚SCAN-AI」等を提供しました。

○IoT ビジネスの更なる拡大

5G時代に向けてIoTの普及と利用がますます高度化し、グローバルなIoT市場が更に拡大していく中で、さまざまなソリューションを通じて法人のお客さまの生産性や付加価値の向上を図りました。

当社とヴァレオグループは、次世代コネクテッドカー及びモビリティサービスの開発・提供における協業に向けた取組みに2018年4月に合意しました。同グループは、自動車業界で進んでいる電動化、自動運転、デジタルモビリティの3つの自動車革命の中心となる技術を開発する自動車部品・システムのサプライヤーであり、両社の持つ技術・ソリューションを連携させ、次世代モビリティサービスの開発に着手しました。

また、グローバルでIoTサービスを展開する法人向けに、各国での回線・オペレーション・コンサルティングをワンストップで提供するグローバルIoTソリューション「Globiot(グロビオ)」の提供を2018年7月より開始しました。

さらに、法人のお客さま向けにIoTデバイスの低価格化/省電力化が可能な「LTE-M」を開発し、2018年10月より提供を開始しました。

○ベンチャー支援の取組み

サービス・技術・プロセスのイノベーションを加速させるため、様々なベンチャー企業に対し出資しました。一例として、省電力無線技術の開発企業 Locix, Inc. へ2018年7月に出資しました。同社が開発・提供する省電力ワイヤレスカメラと、当社の画像認識エンジンを組み合わせ、農業向けに遠隔地から病害虫の発生状況を検出する実証実験を実施しました。

さらに、5G時代の新たなエンターテインメントの提供をめざし、モバイル向けゲームストーリーミングサービスを手掛ける Hatch Entertainment Ltd. へ2019年2月に出資しました。

(3) 研究開発の状況

当社は、5Gの提供やAI、IoTなどのビジネスの展開に向けて、通信ネットワーク、デバイス、サービスにおける研究開発に取り組むとともに、新たな価値の創出をめざしたオープンイノベーションにも積極的に取り組みました。

<2020年の5G実現及びパートナーとの利用シーン創出に向けた取組み>

○パートナーとの利用シーン創出に向けた取組み

2018年4月より「ドコモ5Gオープンパートナープログラム」に参加している企業・団体向けに、常設の5G技術検証環境である「ドコモ5Gオープンラボ」を国内外に4か所開設しました。

また、「ドコモ5Gオープンラボ」とクラウド基盤をつなげた技術検証環境として「ドコモオープンイノベーションクラウド」を構築し、幅広いパートナーとともに5Gの新たな利用シーン創出に向けた取組みを推進しました。

なお、当社は総務省の「5Gの実現による新たな市場の創出に向けた総合的な実証試験」において、2018年10月より自治体、企業、大学など26のパートナーと協力し、5Gを活用した各種実証試験を実施しました。成果の一例として、医療分野では日本で初めて5Gを活用した救急搬送の高度化ソリューションの実証に取り組み、救急車・ドクターカー・救急病院間の高度な情報連携が救命率向上に資することを確認しました。

○新体感イベントの実施

最先端の通信技術を活用し、今までに誰も体感したことがない体験を提案するプロジェクト「FUTURE-EXPERIMENT」を2017年より展開しています。2018年12月には、アーティスト「Perfume」と5Gの特長である高速・大容量、低遅延を活用した新たなコラボレーションプロジェクトを実施するなど、新たな共有体験を実現しました。

<AIに関する取組み>

○AIによる予測技術の活用

株式会社サイゼリヤ(以下「サイゼリヤ」と)と連携し、店舗オペレーションの効率化をめざす実証実験を2018年11月より開始しました。本実証実験では、当社の「近未来人数予測^{※1}」とサイゼリヤが保

有する店舗毎の売上実績データ等をもとに、当社のAIに関する経験・ノウハウを活用し、店舗ごとの売上金額を予測する「リアルタイム売上予測技術^{※2}」を開発しました。

また、同月より「近未来人数予測」と当社グループが提供する自転車シェアリングサービスの利用実績データをもとに、当社のAIを用いた「シェアリング交通需要予測技術^{※3}」を活用する自転車の再配置計画の最適化を行う実証実験を開始しました。これらの事例をはじめとして、当社のAIによる予測技術を用いたトライアル事例は、様々な分野へ広がっております。

※1 モバイル空間統計(お客さま個人を特定できる情報を一切含まない、エリア毎や属性毎の集団の人数を示す情報を用いた人口統計)のリアルタイム版。

※2、3 NTTグループのAI「corevo(コレボ)」を構成する技術。

<新たな価値の創出に向けた取組み>

○「DOCOMO Open House 2018」の開催

幅広いパートナーの皆さまと協創を進めている取組みを広く発信する場として、2018年12月に「DOCOMO Open House 2018」を東京国際展示場で開催しました。5G、AI、IoTなどの最新技術、及びそれらを活用したビジネスソリューションなど200以上の展示と講演を行い、来場者は約14,000人に達しました。具体的には5Gの低遅延性を活かしたヒューマノイドロボット「T-HR3」の遠隔操作、景観を損ねずに設置可能な世界初[※]の「窓の基地局化」を実現するガラスアンテナなどを主な取組みとして展示しました。

※ 当社及びAGC株式会社調べ。

これらの取組み等の結果、登記の研究開発費合計は前期に比べ1.6%増の910億円となりました。

(4) 設備投資の状況

○電気通信設備の拡充

お客さまに「更なる快適さ」を提供するネットワークの実現に向け、「PREMIUM 4G」対応基地局数を108,300局から145,600局まで拡大しました。また、LTEサービスの更なる拡充に向け、全国のLTEサービス基地局数を185,000局から208,500局まで拡大しました。

○効率化への取組み

経営基盤の更なる強化に向けて、当期も設備投資の効率化に取り組み、物品調達費用等の低減や電気通信設備の建設工事の効率化を行いました。また、後年の運用費用効率化を目的として、高性能装置の導入による設備の集約化・大容量化を実施しました。

○5G時代に向けた積極的な投資

5Gについて、2019年9月のプレサービス開始に向け、ネットワークの開発や構築を加速するための更なる投資を実施しました。

これらの結果、当期の設備投資額合計は前期に比べ2.9%増の5,937億円となりました。

(5) 社会の持続的発展に向けた取組み

「新しい価値」の提供により社会課題を解決していく「Innovative docomo」と、企業としての社会的責任を遂行し、お客さまから信頼される企業体質をつくる「Responsible docomo」の両輪でESG^{※1}経営を推進し、社会の持続的発展に取り組んでいます。

また、CSR方針でめざす「あんしん・安全かつ快適で豊かに暮らせる社会」の実現に向けた2020年度への目標としてCSR中期計画を定め、当社が社会的責任を果たすために取り組むべき8つの重点課題を特定し、課題ごとに具体的な中期目標とKPIを掲げています。

これらの取組み等により、当社は世界的なESG投資指標であるDow Jones Sustainability Indices(以下「DJSI」)のDJSI World Indexや年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)がESG投資において採用した4つの指数^{※2}などの構成銘柄に選定されています。さらに、2年連続で「東洋経済CSR企業ランキング」において第1位、「日経Smart Work経営調査」においても最上位グループである5つ星を獲得しています。

※1 企業を非財務面から分析する際に使用する尺度のことで、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取ったもの。

※2 「FTSE Blossom Japan Index」「MSCI ジャパン ESG セレクト・リーダーズ指数」「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」「MSCI 日本株女性活躍指数」の4指数。

① Innovative docomo

○「IoT×5G×SDGs パートナー協創プロジェクト」の開始

2018年12月に「ドコモ5Gオープンパートナープログラム」に参画しているパートナー企業・団体のうち、特にIoT分野におけるソリューション協創とSDGs達成に向けてご協力いただけるパートナーを対象に、新たな事業創出に向けた検討を行う「IoT×5G×SDGs パートナー協創プロジェクト」を開始しました。

○「みえる電話」の提供開始

2019年3月より、耳の聞こえづらいお客さま向けに、通話相手の発話内容を画面上に文字で表示する「みえる電話」の提供を開始しました。本サービスは、聴覚に障がいのある社員がその経験を活かして発案・開発したものです。

② Responsible docomo

○災害対策及び被災地支援の取組み

「平成30年7月豪雨」「平成30年台風第21号」「平成30年北海道胆振東部地震」及び「平成30年台風第24号」においては重要基地局の無停電化・バッテリー24時間化などの日頃からの災害対策に加え、被災地への移動基地局車や移動電源車の出動、自治体等への携帯電話の貸出しを実施し、通信サービス影響の極小化に努めました。また「平成30年北海道胆振東部地震」においては釧路市内の一部エリアで、はじめて大ゾーン基地局を運用しました。

さらに、災害救助法が適用された地域のお客さまを対象に、充電器等の無償提供や故障修理代金の一部減額などの支援措置を実施しました。加えて、ドコモ口座や「dポイント」による寄付も可能なチャリティサイトを開設し、募金を呼びかける活動を実施しました。

大規模災害の同時発生を踏まえて取り組んだ更なる災害対策のうち、広域・長時間停電への備えとし

てドコモショップ全店への蓄電池配備を予定しており、当期末において約1,100店舗への配備が完了し、また被災地支援の強化として復旧エリアマップ提供の迅速化等を実施しました。

○みんなのメダルプロジェクトへの参画

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が実施している、東京2020大会で使用するメダルを使用済み携帯電話等の小型家電から製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参画しており、2018年10月に同委員会へ回収したリサイクル金属を初回納入しました。

○「スマホ・ケータイ安全教室」及び「ドコモ・ハーティ講座」の継続的な取り組み

スマートフォン・携帯電話の利用におけるルールやマナー、トラブルへの対処方法を学んでいただく「スマホ・ケータイ安全教室」や、障がいのある方にスマートフォンの便利な機能や活用方法を紹介する「ドコモ・ハーティ講座」を実施しました。

教室名	当期実施回数	当期受講人数
「スマホ・ケータイ安全教室」	約7,600回	約139万人(2004年より累計約1,211万人)
「ドコモ・ハーティ講座」	約100回	約1,000人

○NPO法人モバイル・コミュニケーション・ファンド(MCF)の活動

当社が設立したMCFは、当期も移动通信技術等に関する研究支援や海外留学生、社会的養護出身者の就学支援、市民団体への助成などを実施しました。

主な取組み	総額
「ドコモ・モバイル・サイエンス賞」(先端技術・基礎科学)優秀賞各1件・(社会科学)奨励賞2件	1,800万円
アジアからの留学生、社会的養護出身者への奨学金(41名)	5,424万円
子どもの健全育成や子どもの貧困支援などに取り組む全国46箇所の市民活動団体への助成金	3,468万円

(6) 働き方改革への取り組み

当社グループは、従業員一人ひとりの「自律」と「チャレンジ」を推進する働き方を実現し、「新しい価値」を提供し続けるために、「ダイバーシティ経営」「ワークスタイルの選択」「健康経営」の3つの柱で働き方改革を進めています。

○ダイバーシティ経営

人種、国籍、性別(性自認・性的指向を含む)、時間制約の有無、障がいの有無、職業能力、価値観などを受け入れるだけでなく、それぞれの能力を最大限発揮し、経営に貢献できる風土作りを進めています。

女性の活躍推進については、ダイバーシティ推進室発足時より進めている女性キャリア開発プログラムWin-d(ウインド)等の取り組みを計画的に実行してきた結果、経済産業省と株式会社東京証券取引所が共同で女性の活躍推進に優れた上場企業を選定する「なでしこ銘柄」に選定されるとともに、厚生労働

省の女性活躍推進法に基づく認定制度「えるぼし認定」では最高評価である「3段階目」の認定を受けました。

また、当社は任意団体 work with Pride が認定する LGBT の取組みに関する「PRIDE 指標」において、「ゴールド」を3年連続で受賞しました。

○ワークスタイルの選択

フレックスタイム制の対象組織の拡大、在宅勤務制度の利用パターンや対象となるグループ会社の拡大など、生産性向上を趣旨とした働き方の選択肢拡大を進めました。当期はテレワークを社員の約9割が利用し、活用の幅を広げています。男性社員の育児に関する休暇取得を推進し、さらに柔軟な働き方が選択できるようになりました。

また、ドコモショップで働くスタッフの支援を目的として、ドコモショップ運営代理店に向けた保育施設開設の支援施策を開始しました。

○健康経営

社内歩数コンテストの実施、「健康白書」の作成及びストレスチェックの集団分析結果等に基づく職場環境改善など、従業員の心身両面の健康を確保し、活力・生産性を向上させる取組みを進めています。このような取組みにより「健康経営優良法人2019(大規模法人部門)～ホワイト500～」に3年連続で認定されました。

(7) 財産及び損益の状況

区 分		第25期 (2015年度)	第26期 (2016年度)	第27期(前期) (2017年度)	第28期(当期) (2018年度)	
会 計 基 準		米国会計基準			IFRS	
営業収益	(百万円)	4,527,084	4,584,552	4,769,409	4,762,269	4,840,849
営業利益	(百万円)	783,024	944,738	973,264	986,960	1,013,645
当社株主に帰属する当期利益 ※1	(百万円)	548,378	652,538	744,542	790,830	663,629
1株当たり当期利益※2	(円)	141.30	175.12	201.73	214.27	187.79
資産合計	(百万円)	7,214,114	7,453,074	7,748,290	7,654,938	7,340,546
当社株主持分合計※3	(百万円)	5,302,248	5,530,629	5,680,409	5,665,107	5,371,853

※1 米国会計基準における表示科目は「当社に帰属する当期純利益」。

※2 米国会計基準では「基本的及び希薄化後1株当たり当社に帰属する当期純利益」、IFRSでは「基本的1株当たり当期利益」として開示。

※3 米国会計基準における表示科目は「株主資本」、IFRSにおける表示科目は「当社株主に帰属する持分合計」。資本合計のうち非支配持分を除いたもの。

(8) 対処すべき課題

中期経営戦略の中で「会員を軸とした事業運営への変革」と「5Gの導入とビジネス創出」に舵を切るという基本方針を示した当社グループは、2019年度を「更なる成長に向けた“変革”を実行する年」と位置付け、将来の成長のために自らが変革していく1年とします。そして、異業種からの新規参入等の競争環境の急激な変化に対応するため、顧客基盤強化に向けた新料金プラン「ギガホ」「ギガライト」などを2019年6月より導入します。これにより一時的に減益を見込むものの、デジタルマーケティングの推進により、2020年代の持続的成長をめざし、以下の方針に基づいて事業運営を行っていきます。

2019年度の事業運営方針

① お客さまの信頼感・納得感で選ばれ続けるための競争力の強化

マーケットリーダーとして、新料金プランの提供と端末販売方法の見直しを行います。あわせてドコモショップのオペレーションを抜本的に見直し、待ち時間・応対時間を2018年度の約半分にすることで、お客さまの快適な体験を実現します。加えて、ライフスタイルに合わせた様々なサービスも総合的に提案するとともに、3Gフィーチャーフォンからスマートフォンへの移行も積極的に進め、顧客基盤の強化に努めます。

② マーケティングモデルの変革による新たな収益機会の創出

「会員基盤」の拡大に加えて、日常的に「dポイント」を使っていただくお客さまを1人でも多く増やすことでお客さまとの接点を拡大していきます。その上で、お客さま一人ひとりに最適なアプローチを行うことで新たな収益機会の創出や顧客基盤の確保に繋げていきます。また、パートナーの方々と更に深い関係を構築しお互いのアセットを組み合わせさせた新たなビジネス創出を進めていきます。

③ スマートライフ領域の更なる成長と5G商用化への準備の加速

スマートライフビジネスについては、特に「d払い」「dポイント」などが利用可能な場所の拡大と利用促進を通じて、決済プラットフォームを強化し、金融・決済事業の更なる成長に繋げていきます。法人ビジネスについては「ドコモ5Gオープンパートナープログラム」等を活用したパートナーとの協創を通じて新たなソリューション・ビジネスの創出を加速させていきます。5Gについては、2019年9月の「ラグビーワールドカップ2019™」を契機にプレサービスを開始し、円滑な商用開始に向けた準備を加速していきます。あわせて、映像サービスの強化により映像を軸とした新たなビジネスの拡大に努めていきます。

④ 業務プロセス改革と徹底的なコスト効率化

すべての取組みにおいて、グループ全社を挙げた徹底的なコスト効率化に取り組んでいきます。また、デジタルトランスフォーメーションによる業務プロセス改革、自律とチャレンジによる働き方改革にも力を入れていきます。

(9) 当社の主要拠点 (2019年3月31日現在)

本 社：東京都千代田区永田町二丁目11番1号

支 社：北海道支社 北海道札幌市中央区

東北支社 宮城県仙台市青葉区

東海支社 愛知県名古屋市東区

北陸支社 石川県金沢市

関西支社 大阪府大阪市北区

中国支社 広島県広島市中区

四国支社 香川県高松市

九州支社 福岡県福岡市中央区

(10) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
26,564名 (900名減)	41.8歳	15.6年

- (注) 1. 従業員数については、当社及び子会社以外からの出向者 (270名) を含み、当社及び子会社以外への出向者 (130名) は含んでいません。
2. 平均年齢の算定にあたり、一部子会社の従業員は含んでいません。
3. 平均勤続年数の算定にあたり、日本電信電話株式会社 (NTT) 及び同社のグループ会社からの転籍者並びにエヌ・ティ・ティ中央パーソナル通信網株式会社及び地域パーソナル通信網8社から引き継いだ従業員については、各社における勤続年数を加算しています。なお、算定にあたっては、当社及び子会社以外からの出向者並びに一部子会社の従業員は含んでいません。

(11) 重要な親会社及び子会社の状況等

① 親会社との関係

当社の親会社であるNTTは、当社の株式を当期末時点で2,137,733,200株(持株比率64.10%※)保有しています。なお、当社はNTTグループにおいて、主に移動通信事業を営む企業として、自ら経営責任を持ち事業経営を行っています。

※ 持株比率は自己株式(133株)を控除して計算しています。

② 親会社との取引に関する事項

当社はNTTとの間で、NTTが行う基盤的研究開発及びグループ経営運営に関し、NTTから提供される役務及び便益並びにその対価の支払い等を内容とする契約を締結しています。これらを含め、当社はNTTとの間で重要な契約を締結する際は、法務部門による法務審査及び監査役による監査を行い、特に重要な契約については独立社外取締役及び独立社外監査役が出席する取締役会での承認を必須としています。

加えて、当期において、個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記」に記載のとおり、当社

はNTTから、自己株式の取得を行いました。本取得に際しては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、NTT以外の株主にも一定の検討期間を設けた上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されている公開買付けの手法によって実施し、また、買付価格については、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の利益を尊重する観点から、資産の社外流出をできるだけ抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることとしました。さらに、当社取締役である上野晋一郎は、NTTの従業員を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてNTTとの協議・交渉にも参加していません。これらのことから、当社取締役会は、本取得に係る取引内容及び条件は公正かつ適切な手続きを経て決定しており、当社の利益が害されていないと判断しています。

③ 重要な子会社の状況等

当期末において、重要な子会社に該当する子会社はありません。
当期末の連結子会社は102社、関連会社は23社です。

④ 経営上の重要な契約

当社はNTTファイナンス株式会社(以下「NTTファイナンス」)と、通信サービス等料金の請求・回収業務等に関する基本契約及び当該契約に基づく債権譲渡契約等を締結し、これにより当社は、通信サービス等に係る債権をNTTファイナンスに譲渡しています。

(12) 資金調達の状況及び主要な借入先

当社グループは、当期において、増資、社債の発行及び長期借入などによる長期の資金調達は行っておりません。なお、当期末において、主要な借入先はありません。

2. 株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 17,460,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 3,335,231,094株 ※

※ 2019年2月28日をもって自己株式の消却を実施したことにより、「発行済株式の総数」が前期末に比べて447,067,906株減少しています。

- (3) 株主数 286,836名
 (4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
日本電信電話株式会社	2,137,733,200	64.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	90,191,400	2.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	71,257,400	2.14
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	28,598,152	0.86
J P MORGAN CHASE BANK 380055	25,000,196	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	24,911,700	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	24,380,600	0.73
J P モルガン証券株式会社	22,617,446	0.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	21,357,300	0.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	18,153,000	0.54

(注) 持株比率は自己株式(133株)を控除して計算しています。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の強化を図るため、取締役会決議に基づき、当期において、当社普通株式257,953,469株を取得価額6,000億円で取得しました。

また、取締役会決議に基づき、2019年2月28日、当社普通株式447,067,906株(消却前発行済株式の総数の11.82%)を消却しました。

なお、2019年4月26日開催の取締役会において、2019年5月7日から2020年4月30日にかけて、普通株式1億2,830万株、取得総額3,000億円の自己株式の取得枠に係る事項を決議しています。

3. コーポレート・ガバナンスの状況及び会社役員に関する状況等

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要等

当社は、株主・お客さま・従業員・パートナー及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーの期待に応えつつ、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するよう「コーポレートガバナンス・コード」の各原則の趣旨を踏まえ、体制強化していくことが重要と認識しています。

この考え方のもと、当社は、取締役会と監査役・監査役会によるコーポレート・ガバナンス体制を採用し、経営スピード向上を図りつつ、継続的で安定的な事業運営の実現と、監督・監査機能の強化の両立をめざしています。

監督機能については、独立社外取締役を選任するとともに、その能力・見識を十分に発揮できるよう、取締役会議案の事前説明の充実や、代表取締役・社内役員との定期的な会合の設定など支援体制を整備し、取締役会の監督機能を強化しています。監査機能については、独立社外監査役を含む各監査役が取締役会等の重要な会議に出席するほか、会計監査人や内部監査部門などとも連携して、取締役の職務執行状況に関して実効性の高い監査を実施することで、経営の健全性の確保を図っています。また、執行と監督の役割の明確化及び業務執行機能の更なる強化を目的として執行役員(男性26名、女性3名、取締役との兼職8名)制度を導入し、経営環境の変化へスピーディに対応する体制を整備しています。

(2) 取締役会の実効性の分析・評価

当社は、持続的な企業価値の向上を実現することを目的に、取締役会の責務・運営・構成等に対する課題や改善点を認識して継続的な改善に取り組むために、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しています。

<評価方法>

1. 全取締役及び全監査役を対象とする「取締役会自己評価アンケート」を実施(2018年12月～2019年1月)
2. 全取締役及び全監査役により構成する「コーポレート・ガバナンスに関する会議」において、アンケート結果を踏まえて議論(2019年3月)

<評価結果と今後の運営方針>

当社の取締役会の責務・運営・構成等は適切であり、実効性は確保されていると評価しました。また、前回の実効性評価で課題として認識した、中期戦略2020「beyond宣言」と「会員基盤を軸とした事業運営」の実現に向けた取組み状況の定期的な検証、及びコーポレートガバナンス・コード改訂を考慮したガバナンス機能強化により実効性が高まったことを確認しました。

今後、さらなる企業価値の向上を実現することを目的に、中期戦略2020「beyond宣言」と「会員基盤を軸とした事業運営」に加えて、2018年10月に発表した中期経営戦略を推進するため、これらの実現に向けた取組み状況、経営資源の配分、経営環境の変化への対応などを取締役会で定期的に検証するとともに、当社に相応しいガバナンス機能を構築していきます。

(3) 取締役及び監査役 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	■担 当 ●重要な兼職の状況	備 考
代表取締役社長	吉澤和弘		
代表取締役副社長	阿佐美弘恭	■技術、デバイス、情報戦略、会員基盤担当	
代表取締役副社長	辻上広志	■営業本部長 ■国際、コーポレート担当	
取締役常務執行役員	古川浩司	■法人ビジネス本部長、東北復興新生支援室長兼務	
取締役常務執行役員	中村寛	■R&Dイノベーション本部長	
取締役常務執行役員	田村穂積	■ネットワーク本部長、ネットワーク部長兼務	
取締役常務執行役員	丸山誠治	■経営企画部長 ■モバイル社会研究所、2020準備担当	
取締役常務執行役員	廣門治	■財務部長 ■財務、グループ事業推進担当	
取締役常務執行役員	鳥塚滋人	■人事部長	
取締役常務執行役員	森健一	■スマートライフビジネス本部長	
取締役執行役員	新徹	■総務部長、かいぜん活動推進室長兼務 ●三井住友カード株式会社 取締役	
取締役	村上輝康	●産業戦略研究所 代表	社外取締役 独立役員
取締役	遠藤典子	●学校法人慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科 特任教授 ●株式会社アインホールディングス 社外取締役	社外取締役 独立役員
取締役	上野晋一郎	●日本電信電話株式会社 研究企画部門担当部長	
常勤監査役	須藤章二		
常勤監査役	沖原俊宗		社外監査役
常勤監査役	寒河江弘信		社外監査役
常勤監査役	梶川幹夫		社外監査役 独立役員
監査役	辻山栄子	●学校法人早稲田大学 名誉教授 ●オリックス株式会社 社外取締役 ●株式会社ローソン 社外監査役 ●株式会社資生堂 社外監査役	社外監査役 独立役員

(注) 1. 当期に退任した取締役及び監査役については次表のとおりです。

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位	退任時の担当
中山俊樹	2018年6月19日	任期満了	代表取締役副社長	国際、コーポレート、CSR担当
佐藤啓孝	2018年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	財務部長 財務、グループ事業推進担当
大松澤清博	2018年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	経営企画部長 モバイル社会研究所担当
村上享司	2018年6月19日	任期満了	取締役常務執行役員	スマートライフビジネス本部長
加藤薫	2018年6月19日	任期満了	取締役	相談役
川瀧豊	2018年6月19日	辞任	常勤監査役	—

2. 2018年6月19日開催の第27回定時株主総会において新たに選任され、就任した取締役及び監査役は次表のとおりです。

氏名	就任日	就任時の地位	就任時の担当
廣門 治	2018年6月19日	取締役常務執行役員	財務部長 財務、グループ事業推進担当
鳥塚 滋人	2018年6月19日	取締役常務執行役員	人事部長
森 健一	2018年6月19日	取締役常務執行役員	スマートライフビジネス本部長
新 徹	2018年6月19日	取締役執行役員	総務部長、かいぜん活動推進室長兼務
梶川 幹夫	2018年6月19日	常勤監査役	—

3. 当期における取締役の地位及び担当の異動は次表のとおりです。

氏名	異動年月日	異動後の地位、担当	異動前の地位、担当
阿佐美 弘 恭	2018年6月19日	代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略担当	代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略、2020準備担当
	2018年7月1日	代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略、会員基盤担当	代表取締役副社長 技術、デバイス、情報戦略担当
辻 上 広 志	2018年6月19日	代表取締役副社長 営業本部長 国際、コーポレート、光ブロードバンド事業推進担当	取締役常務執行役員 営業本部長 光ブロードバンド事業推進担当
	2018年7月1日	代表取締役副社長 営業本部長 国際、コーポレート担当	代表取締役副社長 営業本部長 国際、コーポレート、光ブロードバンド事業推進担当
丸 山 誠 治	2018年6月19日	取締役常務執行役員 経営企画部長 モバイル社会研究所、2020準備担当	取締役執行役員 人事部長

- 取締役 村上 輝康氏及び遠藤 典子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
- 常勤監査役 沖原 俊宗、寒河江 弘信、梶川 幹夫及び監査役 辻山 栄子の4氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
- 社外監査役 寒河江 弘信氏は、企業経営の経験を有しているとともに、株式会社エヌ・ティ・ティ・データの財務部門の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 社外監査役 辻山 栄子氏は、公認会計士資格を有するとともに、長年にわたる大学教授としての経験及び企業の社外役員としての経験を通じて培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
- 当社と社外監査役 辻山 栄子氏が社外監査役を兼職している株式会社ローソンとは、資本提携及び業務提携の契約に基づく取引関係があります。なお、同氏が兼職している株式会社ローソン以外の法人、社外取締役 村上 輝康氏が代表を務める産業戦略研究所及び社外取締役 遠藤 典子氏が兼職している法人とは、特別の関係はありません。
- 当社は、社外取締役 村上 輝康及び遠藤 典子並びに社外監査役 梶川 幹夫及び辻山 栄子の4氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出しています。
- 取締役 新 徹氏は、2019年3月31日付で、三井住友カード株式会社 取締役を退任しています。
- 社外取締役 遠藤 典子氏は、2018年8月31日付で、国立大学法人東京大学政策ビジョン研究センター客員研究員を退職しています。

○責任限定契約に関する事項

当社と取締役 村上 輝康、遠藤 典子及び上野 晋一郎の3氏並びに監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等に関する方針並びにその総額

①方針

当社の取締役の報酬方針及び報酬の構成・水準については、親会社及び独立社外取締役に対して説明を行い、適切な助言を得たうえで、株主総会で決議された額の範囲内で、以下の方針にて取締役会で決定しています。

- (i) 当社は、取締役の報酬を月額報酬と賞与から構成し、月額報酬については役位ごとの役割や責任の大きさに基づき、賞与については当事業年度の営業利益等を業績指標とし、その達成度合い等を勘案し、それぞれ決定しています。また、2017年度から業績連動報酬を拡充し、新たな株式報酬制度を導入しました。本制度は、会社業績が一定以上の場合、役員持株会への抛足を義務付ける形で株式購入相当分を賞与に含めて支給するものです。業務執行取締役は、中長期の業績を反映する観点から、上記の株式報酬制度に加え、金銭報酬である月額報酬の一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中その全てを保有しています。なお、報酬構成割合は、標準的な業績の場合、おおよそ「固定報酬：業績連動報酬＝70%：30%」となります。また、中期経営戦略の達成と持続的成長、及び中長期的な企業価値向上をより強く意識することを目的に、総報酬に占める株式報酬等の業績連動報酬割合を拡大する方向で検討していきます。
- (ii) 当社は、独立社外取締役の報酬について高い独立性の確保の観点から業績との連動は行わず、月額報酬のみとしています。

また、監査役の報酬については監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみとしています。

②当期に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数(名)	報酬等の総額(百万円)
取締役	18	505
監査役	6	132
合計	24	637

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬額については、2006年6月20日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内、監査役の報酬額を年額1億5千万円以内と決議しています。
2. 上記には、2018年6月19日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名及び監査役1名を含んでいます。
3. 取締役の報酬等の総額には、当期に係る役員賞与108百万円を含んでいます。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な発言状況
社外取締役	村上輝康	100% (15/15回)	—	企業経営及び情報産業における豊富な経験、知見を活かし、業務執行から独立した視点で適宜に発言を行っています。
	遠藤典子	100% (15/15回)	—	経済誌編集者としての取材活動及び公共政策研究を通じて培った豊富な経験、知見を活かし、お客さま、女性の目線も取り入れながら業務執行から独立した視点で適宜に発言を行っています。
社外監査役	沖原俊宗	100% (15/15回)	100% (14/14回)	電気通信事業に関する職務及び企業経営の経験、知見を活かし、適宜に発言を行っています。
	寒河江弘信	100% (15/15回)	100% (14/14回)	企業経営及び会社財務部門の経験に加え、財務及び会計に関する相当程度の知見を活かし、適宜に発言を行っています。
	梶川幹夫	100% (13/13回)	100% (9/9回)	財務省の職務を通じて培った専門的見地から、適宜に発言を行っています。
	辻山栄子	93.3% (14/15回)	100% (14/14回)	公認会計士資格を有することに加えて大学教授及び企業の社外役員としての経験に基づいた財務及び会計に関する専門的見地から、適宜に発言を行っています。

(注) 社外監査役 梶川 幹夫氏については、2018年6月の就任以降の主な活動状況を記載しています。

② 当期に係る社外役員の報酬等の総額

人数(名)	報酬等の総額(百万円)
7	126

(注) 上記には、2018年6月19日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでいません。

(6) 資本政策(利益配分に関する基本方針)

当社は、事業の成長・拡大により企業価値を高めつつ、株主の皆さまへ利益還元していくことを経営の重要課題の一つと位置付けています。配当については、連結ベースの業績、財務状況及び配当性向に配慮しながら、安定性・継続性を考慮し行っていきます。また、自己株式の取得についても、弾力的な実施を引き続き検討していきます。取得した自己株式については、保持の必要性を勘案しつつ、全て消却することを検討していきます。

内部留保資金については、革新的技術の創出、魅力的な新サービスの提供、事業領域の拡大などを目的とした研究開発、設備投資、戦略的投資等に充当していきます。

(7) 情報セキュリティに関する取組み

当社は、情報の適切な管理が重要な経営課題であることを認識し、お客さまに安心して当社のサービスをご利用いただくため、情報セキュリティに関する当社の取組み方針として「情報セキュリティポリシー」を宣言し、また特にお客さまの個人情報の取扱いについては「プライバシーポリシー」を公表し、順守しています。

対象とする情報は、当社の企業活動において入手及び知り得た情報、ならびに当社が業務上保有する全ての情報を対象とします。

当社は、毎年11月を「情報セキュリティ強化月間」と定め、全従業員を対象とした継続的な教育・啓発に努めるとともに、近年増加・巧妙化している「標的型攻撃メール」の受信を想定した訓練を実施しています。また、インターネット上での監視等を可能とする専門部署を設置し運用するほか、防御システムの強化を目的とした多層防御の実施など、「人的」「組織的」「技術的」の3つの側面より対策を行い、更なる情報セキュリティ強化に努めています。

(8) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

②当期に係る会計監査人の報酬等の額

内容	金額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	634百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	824百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査等に対する報酬の額等を区分していないこと、また、実質的にも区分できないことから、上記「当期に係る会計監査人の報酬等の額」の金額はこれらの合計額を記載しています。
2. 会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っています。非監査業務の内容は、国際財務報告基準に関する指導・助言業務等です。

③会計監査人の報酬等の額の同意理由

監査役会は、会計監査人の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬見積りの算出根拠等について検討を行った結果、会計監査人の報酬額について同意致しました。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意により解任します。

上記のほか、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(9) 当社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備についての取締役会決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

① 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- ① 当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令順守、損失の危険管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定及び監視活動等の各種対策を講じる。
- ② 内部統制システムをより有効に機能させるための総括機関として内部統制委員会を設置し、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を評価したうえで、必要な改善を実施する。
- ③ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取組みを実施する。
- ④ 取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施する。
- ⑤ 代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を総理する。

② 内部統制システムに関する体制の整備

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「NTTドコモグループ倫理方針」及びコンプライアンスに関する規程を整備し、倫理法令順守に必要な体制を構築する。財務諸表の作成にあたっては、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行い、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで、取締役会等で決定する。監査部は、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を統括する組織の長が各組織責任者の担当業務に係るリスクを定期的に取りまとめ、取締役及び執行役員等で構成する内部統制委員会において、全社横断的な管理を要するリスクを特定するとともに、特定したリスクについては管理方針を定め、リスクの現実化に対する適切な未然防止と発生時の迅速な対処を可能とする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図る。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社グループの総合的な発展及び業績向上を目的に関係会社の管理に関する基本的な事項を定めた規程に基づき、関係会社は当社に協議または報告を行う。

- ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程に従い、当社グループに内在するリスクについて管理し、当社グループ会社において、規模や業態に応じたリスクマネジメントを実施する。
 - iii 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社グループ会社において、規模や業態に応じ、意思決定ルールや職務権限の整備を行うとともに、当社グループ全体の事業運営に関する重要な事項の協議または報告を行う。
 - iv 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社グループ統一の倫理方針「NTTドコモグループ倫理方針」を定め、当社グループ各社とも倫理法令順守に向けた取組みを行う。また、子会社の企業倫理担当役員は、倫理法令順守マネジメントシステムを策定し、その実施状況を報告するとともに、経営幹部に関わる問題事態が発見された場合は、当社に対して適時報告し、当社は適切な対応について必要な指導等を行う。
 - v その他業務の適正を確保するための体制
親会社との非通例的な取引については、法務部門の審査及び監査役が監査を行う。また、監査部の監査は子会社も監査の対象とし、必要により対象会社の内部監査結果の把握・評価等を行う。
- ⑩監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務執行を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専任の使用人を配置する。
 - ii 上記 i の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役室に所属する使用人の人事異動、評価等について、監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処する。
 - iii 監査役の上記 i の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役室に所属する使用人は、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
 - iv 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制
取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役が職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告を行う。
 - v 子会社の取締役、監査役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
上記ivの報告事項には、当社グループ会社から報告を受けた重要事項も含まれるものとする。
 - vi 上記iv又はvの報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
上記iv又はvの報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
 - vii 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。
 - viii その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役と監査役会の間で定期的に会合を行うほか、監査役が職務執行のために必要な監査環境を整備する。
また、代表取締役は、監査役が監査部や会計監査人と定期的及び随時の意見交換等を行うことが可能な体制の整備に努める。

③ 内部統制システムに関する運用状況

- ㊦ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、コンプライアンス推進委員会を開催し、倫理法令順守マネジメントシステムの取組み事項の決定及び実施状況を確認しています。また、倫理法令順守意識の醸成のため、経営幹部層及び従業員のための定期的な教育・研修及びモニタリング等を実施するとともに、コンプライアンス相談窓口を設置して、コンプライアンス違反の未然防止に取り組んでいます。
- ㊧ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制として、文書又は管理情報の保存及び管理方法を定めた規程を制定しています。また、その他当社の情報セキュリティに関する取組みについては、事業報告「3. コーポレート・ガバナンスの状況及び会社役員に関する状況等 (7) 情報セキュリティに関する取組み」をご参照ください。
- ㊨ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、会社及びグループ会社の業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的としたリスクマネジメント規程を制定しており、2018年度は、当該規程に基づき内部統制委員会を2回開催し、全社横断的に管理を要するリスクを特定し、当該リスクに対する管理方針を策定しました。また、監査部は、当該リスクに対する管理方針が各組織によって適切に管理されているかの監査を行いました。
- ㊩ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、職務の執行が効率的に行われるよう、経営戦略の実現に向けた組織整備を行っています。2018年度は、5Gイノベーション推進室及びデジタルマーケティング推進部を設置しました。
- ㊪ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制として、グループ会社から必要な協議・報告を受けるとともに、子会社に対し内部統制システムの整備・運用等に関する指導を実施しています。また、監査部は、選定したグループ会社を対象とした内部監査を実施しています。
- ㊫ 監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制として、経営状況について、重要であると判断した子会社に関し、四半期毎に監査役へ報告、及び監査役が出席する会議にて報告するとともに、月次で当社及びグループ会社の内部監査結果を、監査役に対して報告を行っています。また、監査部、財務部及び会計監査人は、監査役との連携を図るため三者協議等の定期会合を開催しています。

本事業報告中の記載金額については、国内会計基準財務情報の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。また、米国会計基準及びIFRSの記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しています。

本事業報告に記載されている会社名、製品名などは該当する各社の商標または登録商標です。

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社NTTドコモ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 袖川 兼輔 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中田 宏高 
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中根 正文 
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NTTドコモの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結時分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社NTTドコモ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月8日

株式会社NTTドコモ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

袖川 兼輔 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中田 宏高 

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

中根 正文 

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NTTドコモの2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の全額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

(1) 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(4) 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

(5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月9日

株式会社NTTドコモ 監査役会

常勤監査役

須藤 章二 

常勤監査役(社外)

沖原 俊宗 

常勤監査役(社外)

寒河江 弘信 

常勤監査役(社外)

梶川 幹夫 

監査役(社外)

辻山 菜子 